

5. 立入検査及び環境モニタリング

5.1. 解体等工事における石綿飛散防止に関する周知内容及び周知方法

- ✓ 環境局環境監視課は、解体等工事における石綿飛散防止に関する内容を整理する。
- ✓ 周知の方法は、業界団体などを通じて事前に整理した内容（チラシ）を解体業者、建設・土木業者などへ送付するとともに、市ホームページへ掲載する。また、必要に応じて説明会を開催し、周知を図る。

【環境局環境監視課】
(業界団体・解体業者等)
<チラシ②(参-4)>
<チラシ③(参-5)>

5.2. 立入検査

5.2.1. 解体等工事の情報の把握及び整理

- ✓ 環境局環境監視課は、公費解体発注部署や仮置場を設置する部署などから公費解体発注リスト、仮置場への搬入業者リスト及び建設リサイクル法届出の情報を収集することにより、解体工事の場所や工事の情報を把握し、整理する。

【環境局環境監視課】
(公費解体発注部署)
(仮置場を設置する部署)

5.2.2. 立入検査及びその方法

- ✓ 環境局環境監視課は、4.1.4.において大気汚染防止法に基づく届出（特定粉じん排出等作業実施届出）が行われた現場について、届出どおり作業基準を遵守し、石綿除去作業が適切に実施されているか確認するため、原則として全件立入検査を実施する。
- ✓ 環境局環境監視課は、4.1.4.において建設リサイクル法の届出に先立ち、大気汚染防止法に基づく事前調査の実施状況などの確認を行った現場について、下記のいずれかの項目に該当する建築物に対し、適切に事前調査が行われているか確認するため、原則として全件立入検査を実施する。

【環境局環境監視課】

【環境局環境監視課】

○事前調査実施状況確認の対象

- ア 鉄骨造（S 造）の建築物であり、事前調査で吹付け石綿など届出対象特定建築材料の使用がないと報告された現場
※ただし、平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手したもののは除く
- イ 石綿含有仕上塗材又はけい酸カルシウム板第 1 種の使用があり、作業場の隔離養生が必要な現場

※その他、市が必要と判断した建築物も立入検査対象とする。

- ✓ 環境局環境監視課は、5.2.1.で整理した解体等工事の情報から3.2.2.で共有を受けた建築確認台帳などをもとに建築物等の構造・建築年より特定建築材料が使用されている可能性の高い現場を抽出し、適切に事前調査が行われているか確認するため、適宜、立入検査を実施する。

【環境局環境監視課】
<立入検査報告書（参-6）>

○立入検査の体制

- ・1班2名の3班体制
 - ・各班の担当区は、次のとおりとする。
第1班 門司区、小倉北区、小倉南区
第2班 小倉北区、戸畠区
第3班 若松区、八幡東区、八幡西区
- ※福岡県地震に関する防災アセスメント調査（平成24年3月福岡県）の被害想定等を踏まえたものであるが、被災状況に応じて、適宜調整するものとする。

- ✓ 環境局産業廃棄物対策課は、市内の産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者に対し、石綿含有廃棄物などが適切に処理されているか確認するため、適宜、立入検査を実施する。

【環境局産業廃棄物対策課】

5.3. 環境モニタリング

- ✓ 環境局環境監視課は、「北九州市地域防災計画」に基づき、建築物等の被災による倒壊・損壊、被災建築物等の解体及び解体廃棄物の処理に伴う石綿飛散による市民等への健康被害等二次災害を防止するため、大気中のアスベスト濃度のモニタリングを実施する。

○モニタリングの実施体制

- (1) 試料採取
- 1班2名の3班体制
第1班 門司区、小倉北区、小倉南区
第2班 小倉北区、戸畠区
第3班 若松区、八幡東区、八幡西区
- (2) 試料分析
- 外部委託等にて行う。

【環境局環境監視課】

- ✓ 測定地点の選定にあたっては、建築物等の被災状況、災害廃棄物の保管状況などに応じて定めるものとする。

○選定例

- ① 平常時に実施している一般大気中のアスベスト濃度測定地点
- ② 避難所周辺等
- ③ 倒壊・損壊した建築物等の多い地域
- ④ 解体等工事現場
- ⑤ 災害廃棄物仮置場

- ✓ 環境局環境監視課は、得られたモニタリング結果を速やかに市ホームページにて公表するとともに、平常時の一般環境の濃度レベルよりも高いアスベスト濃度が検出された場合は、事業者に対し、解体等工事を中断し、原因調査及び石綿飛散防止措置を講じる必要がある旨を指導する。

【環境局環境監視課】
(解体業者等)